

【事業者情報】

- ・事業者名 NPO法人 日本水陸両用車協会
- ・事業者HPのURL <http://www.javo.jp/>
- ・事業許可届出年度 2007年
- ・事業種別 旅客不定期航路事業
- ・営業所数 4
- ・営業所所在地 本部（東京都新宿区）／大阪支部（大阪市都島区）
長野支部（長野県諏訪市）／栃木支部（栃木県日光市）
- ・安全協議会等の加入状況 各地域旅客船協会
- ・過去5年間の事故件数 0件（大阪）／0件（栃木）／1件（長野）

【船舶情報（大阪）】

- ・運航船舶隻数 1
- ・船名 LEGEND零THREE
- ・総トン数 4.8t
- ・旅客定員 40
- ・救命胴衣 42
- ・救命浮器 1
- ・無線設備 携帯電話、IP無線機
- ・最新の船舶検査証交付日 令和8年8月26日

【運航基準（大阪）】

※以下の場合には運航はいたしません。

- ・風速 7m/s以上
- ・波高 0.3m以上
- ・視程 300m以下
- ・水位 O.P.+1000m以下 O.P.+2100m以下
- ・流速 3.5kt以上

【船舶情報（栃木）】

- ・ 運航船舶隻数 1
- ・ 船名 LEGEND零ONE
- ・ 総トン数 4.8t
- ・ 旅客定員 40
- ・ 救命胴衣 42
- ・ 救命浮器 1
- ・ 無線設備 携帯電話、IP無線機
- ・ 最新の船舶検査証交付日 令和3年7月30日

- ・ 運航船舶隻数 1
- ・ 船名 LEGEND零FIVE
- ・ 総トン数 4.8t
- ・ 旅客定員 36
- ・ 救命胴衣 38
- ・ 救命浮器 1
- ・ 無線設備 携帯電話、IP無線機
- ・ 最新の船舶検査証交付日 令和3年7月16日

【運航基準（栃木）】

※以下の場合は運航はいたしません。

- ・ 風速 12m/s以上
- ・ 波高 0.3m以上
- ・ 視程 300m以下
- ・ 水位 標高標高684m以上 標高655m以下

【船舶情報（長野）】

- ・ 運航船舶隻数 1
- ・ 船名 LEGEND零TWO
- ・ 総トン数 4.8t
- ・ 旅客定員 40
- ・ 救命胴衣 42
- ・ 救命浮器 1
- ・ 無線設備 携帯電話、IP無線機
- ・ 最新の船舶検査証交付日 令和6年4月3日

【運航基準（長野）】

※以下の場合は運航はいたしません。

- ・ 風速 12m/s以上
- ・ 波高 0.3m以上
- ・ 視程 300m以下
- ・ 水位 標高759.745m以上 標高758.645m以下

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改 訂	新訂第 1 版
		文書番号	
		頁	1 / 36

§ 1 安全管理規程

0. 目 次

1. 総 則	2
2. 経営トップの責務	5
3. 安全管理の組織	6
4. 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名	7
5. 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制	8
6. 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限	9
7. 安全管理規程の変更	10
8. 運航計画、配船計画及び配乗計画	11
9. 運航の可否判断	12
10. 運航に必要な情報の収集及び伝達	13
11. 輸送に伴う作業の安全の確保	14
12. 輸送施設の点検整備	15
13. 水難その他の事故の処理	16
14. 安全に関する教育、訓練及び内部監査等	18
15. 雑 則	19

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	2 / 36

1. 総 則

1. 1. 目 的

この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、組織内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当法人の使用する水陸両用車（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全組織一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

1. 2. 用語の意義

(1) 安全マネジメント態勢

トップにより、組織内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態

(2) 経営トップ

事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ

(3) 安全方針

経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための組織全体の意図及び方向性

(4) 安全重点施策

安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策

(5) 安全統括管理者

経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者

(6) 運航管理者

船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者

(7) 運航管理補助者

運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）

(8) 運航管理者代行

運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者

(9) 陸上作業員

陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者

(10) 船内作業員

船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者

(11) 運航計画

起終点、航行経路、航行速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	3 / 36

(12) 配船計画

運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠等に関する計画

(13) 配乗計画

乗組員の編成及び配員に関する計画

(14) 発航

現在の停車場所からスロープに進入し、着水の後、目的の航行を開始すること

(15) 基準航行

基準経路を基準速力により航行すること

(16) 運航

「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「離水」を行うこと

(17) 反転

目的の航行の継続を中止し、発航地点へ引返すこと

(18) 気象・海象・水象

風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)、波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)、水位及び流速

(19) 運航基準図

航行経路(起終点、針路、変針点等)、航行速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面

(20) 船舶上

船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。

(21) 陸上

船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。

(22) 危険物

危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物

(23) 陸上施設

船舶の離着水、旅客の乗降等の用に供する施設

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	4 / 36

1. 3. 運航基準、作業基準、事故処理基準

この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

(1) 運航基準

船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

(2) 作業基準

旅客の乗下船、船舶の離着水等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

(3) 事故処理基準

事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

(4) 地震防災対策基準

地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策を実施するものとする。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	5 / 36

2. 経営トップの責務

2. 1. 経営トップの主体的関与

船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、組織全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- 関係法令及び組織内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- 安全方針の設定
- 安全重点施策の策定及び確実な実行
- 重大な事故等に対する確実な対応
- 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- 安全マネジメント態勢の見直し

2. 2. 経営トップの責務

経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

2. 3. 安全方針

経営トップは、安全管理にかかわる当組織の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当組織内部へ周知する。

安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- 関係法令及び組織内規程の遵守と安全最優先の原則
- 安全マネジメント態勢の継続的改善

安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

2. 4. 安全重点施策

安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	6 / 36

3. 安全管理の組織

この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

3. 1. 安全統括管理者

安全統括管理者は、原則として当法人事務所に勤務するものとする。

安全統括管理者は、当法人の理事から1名選任する。

3. 2. 運航管理者

運航管理者は、原則として船舶内もしくは発着地点又は離着水地点等運航拠点に勤務するものとする。

運航管理者は、航路事業毎に1名選任する。ただし、他の航路事業での運航管理者を兼務することもできる。

3. 3. 運航管理補助者

運航管理補助者は、原則として船舶内もしくは発着地点又は離着水地点等運航拠点に勤務するものとする。

運航管理補助者は、航路事業毎に若干名選任する。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	7 / 36

4. 安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに代行の指名

4. 1. 安全統括管理者の選任

経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2又は同法及び同施行規則に基づく各事業の準用規定に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

4. 2. 運航管理者の選任

経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第7条の2の3又は同法及び同施行規則に基づく各事業の準用規定に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

4. 3. 安全統括管理者及び運航管理者の解任

経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- a) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- b) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- c) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

4. 4. 運航管理補助者の選任及び解任

経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

4. 5. 運航管理者代行の指名

運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	8 / 36

5. 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

5. 1. 安全統括管理者の勤務体制

安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

5. 2. 運航管理者の勤務体制

運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として発着地点に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

5. 3. 運航管理補助者の勤務体制

運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	9 / 36

6. 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

6. 1. 安全統括管理者の職務及び権限

安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- 関係法令の遵守と安全最優先の原則を組織内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

6. 2. 運航管理者の職務及び権限

運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般（当該業務の実施状況について、正確に記録し、備置き、保存することを含む。）を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

6. 3. 運航管理補助者の職務

運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行し、船舶の運航の管理に関して、運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

営業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施
- 陸上における旅客の乗下船、船舶の離着水の際における作業の実施並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- 陸上施設の点検及び整備
- 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	10 / 36

7. 安全管理規程の変更

7. 1. 安全管理規程の変更

安全統括管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、組織体制又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	11 / 36

8. 運航計画、配船計画及び配乗計画

8. 1. 計画及び配船計画の作成及び改定

運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、航行水域の自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

前項により作成又は改定された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

8. 2. 配乗計画の作成及び改定

配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。小型船舶にあっては、乗組員が船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育訓練を終了しているか等について、その安全性を検討するものとする。

前項により作成又は改定された配乗計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

8. 3. 運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更

運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

船舶又は陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者は、運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

前項により変更された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	12 / 36

9. 運航の可否判断

9. 1. 運航の可否判断

船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7 運航中止の措置をとるべき気象・海象・水象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

9. 2. 運航管理者の指示

運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は離水を促し若しくは指示してはならない。

9. 3. 経営トップ又は安全統括管理者の指示

経営トップは、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

経営トップは、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

経営トップは、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

9. 4. 運航の可否判断等の記録

運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録し、最後に記録された日から1年間保存しなければならない。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	13 / 36

10. 運航に必要な情報の収集及び伝達

10. 1. 運航管理者の措置

運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、d) 及び e) については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- a) 気象・海象・水象に関する情報
- b) 航行水域の状況
- c) 陸上施設の状況
- d) 乗船した旅客数
- e) 乗船待ちの旅客数
- f) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

10. 2. 船長の措置

船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- a) 発航前点検を終え着水するとき
- b) 離水したとき
- c) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- d) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- a) 気象・海象・水象に関する情報
- b) 航行中の水路の状況

10. 3. 運航基準図

運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成し、船舶及び事業所に備え付けなければならない。

運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

上記により作成された運航基準図は、運航基準図が使用されなくなった日から1年間保存すること。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	14 / 36

11. 輸送に伴う作業の安全の確保

11.1. 1. 危険物等の取扱い

危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

11.1. 2. 旅客の乗下船等

旅客の乗下船及び船舶の離着水時の作業については作業基準に定めるところによる。

11.1. 3. 発航前点検

船長は、発航前に船舶が航行に支障ないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

11.1. 4. 船内点検

船長は、航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。

11.1. 5. 旅客等の遵守すべき事項等の周知

運航管理者及び船長は、作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

11.1. 6. 飲酒等の禁止

安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

船長は、乗組員が飲酒の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

アルコール検査等を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	15 / 36

12. 輸送施設の点検整備

12. 1. 船舶検査結果の確認

運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

12. 2. 船舶の点検整備

船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

船長は、前記の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

船舶の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

12. 3. 陸上施設の点検整備

運航管理者は、スロープ施設、乗降用施設等について毎日1回以上点検を実施し、異常のある個所を発見したときは、直ちにその修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が河川管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

陸上施設の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	16 / 36

13. 水難その他の事故の処理

13. 1. 事故処理にあたっての基本的態度

事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- 人命の安全の確保を最優先とすること。
- 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

13. 2. 船長のとるべき措置

船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しなければならない。なお、携帯電話がある場合は、併せて「118番」もしくは「110番」へ通報しなければならない。

13. 3. 運航管理者のとるべき措置

運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

13. 4. 経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置

安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営の責任者へ速報しなければならない。

経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、運航再開前に適切な対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

13. 5. 事故の処理

事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

13. 6. 通信の優先処理

事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

13. 7. 関係官署への報告

運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署または警察官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 <i>JAVO</i>	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	17 / 36

13.8. 事故の原因等の調査

安全統括管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	18 / 36

14. 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

14.1. 安全教育

安全統括管理者は、運航管理補助者、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、海上交通法規、都道府県が条例で定める水上交通関係規則その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

安全統括管理者及び運航管理者は、事故等が発生した場合は、遅滞なく、乗組員等に対し、事故等の再発防止に向けた安全教育を実施するとともに、航路の状況、海難、水難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

14.2. 訓練

安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全組織的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

14.3. 記録

運航管理者は、前2条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録し3年間保存すること。

14.4. 内部監査及び見直し

内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録し、3年間保存する。

内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全管理体制については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	19 / 36

15. 雑 則

15. 1. 安全管理規程等の備付け等

安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、事業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

15. 2. 情報伝達

安全統括管理者は、パソコン、社内LAN、紙ファイル等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。

安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。

安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
- (3) 安全管理規程（運航可否判断のフロー図を含む）
- (4) 安全統括管理者、運航管理者に係る情報（特定の個人を識別することができる情報を除く）

安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、遅滞なく、その内容を運輸局等に報告する。

- (1) 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情 報
- (2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

安全統括管理者は、前2項に規定する事項のほか、行政処分（輸送の安全の確保に関する命令等）を受けたときは、当該処分の内容並びに当該処分の事由となった事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	20 / 36

§ 2 運 航 基 準

0. 目 次

1. 目 的	2 1
2. 運航の可否判断	2 2
3. 船舶の航行	2 3

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	21 / 36

1. 目的

1. 1. 目的

この基準は、安全管理規程に基づき、別表1に掲げる事業における船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	22 / 36

2. 運航の可否判断

2. 1. 発航の可否判断

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・水象が別表2に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

尚船長は、前記の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

2. 2. 基準航行の可否判断等

船長は、周囲の気象・水象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

2. 3. 離水の可否判断

船長は離水地点の気象・水象が別表3に掲げる条件の一に達していると認めるときは、離水を中止し、適宜の水域で臨時着岸等その他適切な措置をとらなければならない。

2. 4. 運航の可否判断等の記録

船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。最後に記録された日から1年間保存するものとする。記録は適時まとめて記載してもよい。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	23 / 36

3. 船舶の航行

3. 1. 運航基準図等

運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- 地形、水深、水流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- その他航行の安全を確保するため必要な事項

前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避險線等、必要と認める事項を記載した航行水域図を作成するものとする。

3. 2. 基準経路

基準経路は、運航基準図に記載のと通りの経路とする。

3. 3. 速力基準等

速力基準は、別表4のとおりとする。

尚、船長は速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

3. 4. 特定航法

水陸両用車における操船要領書に基づき操船を実施することとし、特に次の点に留意する。

- 離着水操船は、所要の長さ、幅、強度、傾斜等を備えたスロープにおいて、自然条件等周囲の状況を十分確認し、航行予定水域に対し安全に離着水できると認められる場合のみとする。
- 離着水操船は、あらかじめ旅客全員の着席を促し、それを確認した上でなければ開始してはならない。

3. 5. 連絡方法

船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、無線もしくは携帯電話による。

3. 6. 機器点検

船長は離水前、スロープ手前200m等発着地点の状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着水を繰り返す場合も同様である。

3. 7. 記録

船長は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を記録し1年間保存するものとする。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	24 / 36

§ 3 作業基準

0.	目次	
1.	目的	2 5
2.	作業体制	2 7 6
3.	危険物等の取扱い	2 8 7
4.	乗下船作業	2 9 8
5.	旅客の遵守事項等の周知	2 9

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 <i>JAVO</i>	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	25 / 36

1. 目的

1. 1. 目的

この基準は、安全管理規程に基づき、別表1の事業における作業航に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	26 / 36

2. 作業体制

2. 1. 作業体制

運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着水時の誘導等の作業を実施する。

船長は、船内作業員を指揮して、船舶上におけるタラップ等の乗降用設備の揚げ降ろし、乗下船する旅客の誘導、離着水時における諸作業を実施する。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	27 / 36

3. 危険物等の取扱い

3. 1. 危険物等の取扱い

危険物等の取扱いは、運送約款に従い取り扱わないものとする。

刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

船長及び陸上作業員は前2項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	28 / 36

4. 乗下船及び離着水作業

4. 1. 乗船作業

旅客の乗船は、原則として発航 10 分前とする。

発航 10 分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。

陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。

陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告する。

船内作業員は、旅客の乗船が完了し、全員の着席を確認した後、周囲の安全を確認の上、タラップを揚げ、舷門を閉鎖しその旨を船長に報告する。

4. 2. 着水作業

運航管理者は、乗船作業完了後、以下の事項を確認したうえで船長に対して着水のための発航を指示する。

- a) 船舶（車両）周辺に人がいないこと
- b) 園内通路に通行者等がいないこと
- c) ロープ及び離着水安全水域がクリアであること

4. 3. 離水作業

運航管理者は、離水 10 分前までに以下の事項を確認したうえで船長に対して離水のためのアプローチ操船を指示する。

- a) スロープ及び離着水安全水域がクリアであること
- b) 公園内通路に通行者等がいないこと

4. 4. 停止中の保安

船長又は船内作業員は、陸上停止中、旅客の安全に支障のないよう停留方法、タラップ等の乗降用設備の保安に十分留意する。

4. 5. 下船作業

船長は、船体が完全に停止したことを確認したときは、その旨船内作業員に合図する。

船内作業員は、タラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	29 / 36

5. 旅客の遵守事項等の周知

5. 1. 乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知

運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は発着場とする。

- 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

5. 2. 乗船旅客に対する遵守事項等の周知

船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- 旅客の禁止事項
- 救命設備の格納場所及び着用方法
- 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

5. 3. 乗船中の旅客に対する着席指示

船長は、着水前に旅客に対して以下の事項を指示する。

- 航行中は着席すること
- 身体の一部または全部を舷外に出さないこと

5. 4. 旅客に対する救命胴衣の着用の指示

気象・水象の悪化、小児の乗船等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

12歳未満の児童には、常時、救命胴衣を着用させること。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	30 / 36

§ 4 事故処理基準

0. 目次

1. 総則	31
2. 事故等発生時の通報	32
3. 事故の処理等	34

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	31 / 36

1. 総 則

1. 1. 目 的

この基準は、安全管理規程に基づき、運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

1. 2. 事故等の範囲

この基準において、「事故」とは運航中の船舶に係る a)～d)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び e)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

- 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態
- 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等からの油漏れ
- 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態
- その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態
- 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

1. 3. 軽微な事故への準用

この事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	32 / 36

2. 事故等発生時の通報

2. 1. 非常連絡

船長は、事故の状況を報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

船長の警察官署等への連絡は、初動時は「110番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの警察官署等に行うものとする。

運航管理者（船長）は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を船舶及び事務所に備え置く者とする。

非常連絡は、原則として、別表5「非常連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び警察等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

2. 2. 非常連絡事項

事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

（1）全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

（2）事故等の態様による事項

事故等の種類	連絡事項
衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） —船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） —船舶衝突の場合

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	33 / 36

乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、川底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 水位の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
火 災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
浸 水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
人身事故 (行方不明を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	34 / 36

3. 事故の処理等

3. 1. 船長のとるべき措置

事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 水難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

3. 2. 運航管理者のとるべき措置

経営トップは、連絡なしに着岸が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

運航管理者（船長）は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係警察官署等に連絡するとともに非常連絡表に従って関係者に通報しなければならない。

事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者（船長）がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- a) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- b) 警察官署および消防署への救助要請
- c) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- d) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- e) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- f) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- g) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 JAVO	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第1版
		文書番号	
		頁	35 / 36

3. 3. 事故処理組織

事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

表：事故処理組織表

	職 務
経営トップ 安全統括管理者	総指揮及び下欄職務全般
運航管理者 運航管理補助者	以下職務全般 〈救難対策〉 事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。 〈旅客対策〉 旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること。 〈庶務対策〉 被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

3. 4. 医療救護の連絡等

運航管理者（船長）は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡を取り、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

3. 5. 現場の保存

運航管理者（船長）は、事故の処理後、警察官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

特定非営利活動法人 日本水陸両用車協会 <i>JAVO</i>	文書名： 安全管理規程	改訂	新訂第 1 版
		文書番号	
		頁	36 / 36

- 別表 1
- 別表 2
- 別表 3
- 別表 4
- 別表 5